## 明治初年の 「自裁」 規 則補 遺

——明治法制史料断片(三)

題

中

山

光

勝

解

料を紹介した。その中で、国立公文書館蔵『太政類典』 おいて、明治四、五年の「自裁」規則に関する若干の資 されている「四年四月・名例律中質疑及自裁規則」につ 第一編・第百八十九巻・刑律・刑律第一・二十二に収録 私は、さきに「明治初年の『自裁』規則」なる小稿に

献として、夙にその存在を指摘されている(平松・ この資料は、平松義郎博士が、「切腹」に関する文 前掲『近世刑事訴訟法の研究』一〇〇七頁・(1))

と述べておいた。 収録されている(前掲『和漢図書目録』二一七〇頁)。 収録していることとなっており、平松博士の指摘さ 九―二一八三頁によれば、『諸府伺』 四・自明治四 図書目録』昭和十一年末現在(昭和十二年)二一七 ずることとする。ちなみに、司法省調査課編『和漢 図書館は、改築中であり、当該資料を閲覧すること 思われるが、平成五年十月二十日現在、法務省法務 時其罪ヲ免シ方其外四ヶ条伺ノ件」である。 また、その件名は、「京都府伺謹慎禁錮中死去スル れている「第卅号」は、『諸府伺』一・明治四年に 年至同五年は、第一五七号乃至第二三六号の資料を が不可能であるため、それが確認は後日の調査にゆ

明治初年の「自裁」規則補遺(中山)

「諸府伺四・第卅号京都府伺」と関係のあるものと

## 明治初年の「自裁」規則補遺 (一) (中山)

ここに簡単な解題を附して関連する部分を翻刻し、前掲 などに若干の相違も認められることなどが判明したので、 容的には前掲拙稿で紹介したものと大差はないが、字句 外四ヶ条伺ノ件」の誤りであることおよびこの資料は内 三十号・京都府伺謹慎禁錮中死去スル時其罪ヲ免シ方其 は、前掲拙稿で指摘した「『諸府伺』一・明治四年・第 ろ、平松博士の指摘された「諸府伺四・第卅号京都府伺」 で私も機会をえて同館を訪い、右の資料を披見したとこ レンガ庁舎へ移転し、資料の閲覧が可能となった。そこ その後、平成六年八月、法務図書館は、新装なった赤

拙稿の補造としたい。

法務省法務図書館蔵『諸府伺』一・ 明治四年・

第三十号

に照会したことに対する同省の回答であろう。 つき、司法および行刑などをその所掌事務とする刑部省 の弁官宛の京都府伺を受理した弁官が、それが処理方に 弁官は、明治二年七月八日、職員令(明治二年七月八

刑律第一・二十二に収録されている明治四年四月七日付

「掌受付内外庶務」を処理するため設置された大弁、中 務」をその所掌事務としていた弁事にかわるものとして 官無号布告)にもとづき「掌受付内外庶事糾判(宮中庶 四月二十一日の政体魯(明治元年閏四月二十一日・太政 日・太政官無号達)の頒布に伴い、これまで明治元年閏

官職門一・官職総、同・官職門二・官制・太政官内閣 思われるが、正式な設置年月日は、前掲『法規分類大全 るも管見の限りでは、その設置を根拠づける法令がみあ および同・官職門三・官制・太政官内閣二などを精査す

弁および少弁の三種の機関により構成されていたものと

六十三号中村印」と墨書され、また、 に廃止されている(明治四年七月十四日・太政官無号布 この資料のうち、刑部省回答には、文頭に「未四月第

たらず不明である。なお、弁官は、明治四年七月十四日

省回答とこれに附された「自尽之者取計之事」と題されこの資料は、明治四年五月(日欠)付の弁官宛の言部

立公文書館蔵『太政類典』第一編・第百八十九巻・刑律・ た文書よりなる。これは、前掲拙稿において紹介した国

初ヶ条

伺之通

と墨書された上には、

何之通 伊丹 岡内 澤 津田 宍戸 | 青木 塩坪 | 岸良 | 鳥居

真道のことであろう。

真道のことであろう。

真道のことであろう。

真道のことであろう。

真道のことであろう。

真道のことであろう。

この刑部省回答は、「辛玉月」とのみ記され、弁官に との刑部省回答は、「辛五月」とのみ記され、弁官に といったとすれば、彼が、明治四年四月二十七日、 「今般大蔵卿伊違宗城欽差全権大臣トシテ条約取結之為 以清国へ被差遺候間為差副同行被仰付候事」なる官命お よび同五月十五日、「今般大蔵卿伊違宗城欽差全権大臣 トシテ条約取結ノ為メ清国へ被差遺候ニ付差副トシテ同 「被仰付候条協力使事ヲ議判可致旨御沙汰候事」なる 「命により東京を出発した同五月十七日より以前のこと であろう。

(71)

神』第六十六号(身延山短期大学学会・平成六年)一五五(1)中山光勝「明治初年の『自裁』規則」の登記を示して、

明治初年の「自裁」規則補遺(中山)

## 明治初年の「自裁」規則補遺 (一) (中山)

- ーー七七百
- (2)前掲拙稿・一五九―一六〇頁。
- (3)前掲拙稿・一七二頁
- 二十二年)二二頁、同・官職門二・官制・太政官内閣一・(4)内閣記録局編『法規分類大全』官職門一・官職総(明治
- (5)前掲『法規分類大全』官職門一・官職総・三五頁、同・
- 官職門二・官制・太政官内閣一・一三五頁。
- 閣一・一三六頁)、また、他の明治二年七月八日・太政官とみえ(前掲『法規分類大全』官職門二・官制・太政官内弁事伝達所同役所向後弁官伝達所同役所ト被称候事(6)明治二年七月八日・太政官無号達に

行政官支配同附向後弁官支配同附卜可称專

無号達中に、閣一・一三六頁)、さらに、明治二年七月十三日・太政官閣一・一三六頁)、さらに、明治二年七月十三日・太政官内とみえ(前掲『法規分類大全』官職門二・官制・太政官内

- 上其分踝へ下渡シ可有之事 一 弁官ヨリ差出ス書類各分踝ノ印ヲ押シ候間決職ノ
- スヘカラス候事 | 一自今諸願伺出ノ事件総テ弁官ヲ経スシテ議事ニ出

閣一・一三六―一三七頁)、明治二年八月七日・太政官無とみえ(前掲『法規分類大全』官職門二・官制・太政官内

但事柄ニ依り格別ノ事

号達(太政官規則)中にも

字ョリ二字迄ノ間夫々分課ノ弁官へ下ス事商量シ翌朝御前ニ於テ披露三職評論之上参議退テ一商量シ翌朝御前ニ於テ披露三職評論之上参議退テ一願何届諸睿類日々十字ョリ十二字迄弁官ニテ取調

但事柄ニヨリ格別之事スヘカラサル事

自今諸願伺出之事件総テ弁官ヲ経スシテ議事ニ出

とであったと思われるが確かでない。年七月八日の職員令の頒布と同時かもしくはその直後のこ内閣一・一三七頁)ことなどから、弁官の設置は、明治二内閣一・一三七頁)ことなどから、弁官の設置は、明治二とみえる(前掲『法規分類大全』官職門二・官制・太政官

(7) 前掲『法規分類大全』官職門二・官制・太政官内閣一・

一四三頁。

刑法官権判事、二年七月、民部大丞、同八月、宮内大丞、弘毅の項)。中村は、髙知県の人、明治元年十二月、徽士上巻・転免病死ノ部(柏杏房・平成七年)二九九頁(中村上六(東京大学出版会・昭和四十八年獲刻)三四八頁(中七六(東京大学出版会・昭和四十八年獲刻)三四八頁(中七六(東京大学出版会編『百官履歴・二』日本史籍協会叢書・一

**参事院議官、十八年十二月、元老院議官、二十年七月三日、月、内閣杳記官長、十三年四月、元老院議官、十四年十月、外史、八年九月、権大史、十年一月、大杳記官、十二年三三年九月、少弁、四年五月、記録編輯御用掛、同八月、大** 

辞典』(吉川弘文館・昭和五十六年)七一三―七一四頁な昭和四十七年)二五八頁、日本歴史学会編『明治維新人名典》』(東京美術・昭和四十六年)二四三頁、高知県人名典)』(東京美術・昭和四十六年)二四三頁、高知県人名典、金徳の伝記に、大植四郎編『明治過去帳〈物故人名辞逝去。彼の伝記に、大植四郎編『明治過去帳〈物故人名辞

どがある。

(9)日本史籍協会編『百官履歴・一』日本史籍協会叢書・一 典』(マツノ啓店・昭和五十一年)一二六―一二七頁、前 月、貴族院議員、三十四年十月、逝去。彼の伝記に、前掲 八年十二月、元老院議官、二十年五月、子爵、二十三年七 特命全権公使(消国在勤)、十七年四月、参事院譲官、十 五年五月、教部大輔、十年一月、元老院議官、十二年三月、 月、刑部少輔、四年七月、司法少輔、同十一月、司法大輔、 は、山口県の人、明治二年十月、山口藩権大参事、三年十 七五(東京大学出版会・昭和四十八年覆刻)二八九頁(宍 掲『明治維新人名辞典』四七八頁、戦前期官僚制研究会編・ 下巻(柏香房・平成七年)五七七頁(宍戸璣の項)。宍戸 七四六頁、外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編 員会編『国史大辞典』第六巻(吉川弘文館・昭和六十年) 大学出版会・昭和五十六年)一一九頁、国史大辞典編集委 戸璣の項)、我部政男・広瀬順晧編『勅奏任官履歴原杳』 『新版日本外交史辞典』(山川出版社・平成四年)三六五頁 『明治過去帳』六三七頁、吉田祥朔『増補近世防長人名辞 郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京

日とするが、ここでは十月一日に従った。日とするが、ここでは十月一日に従った。 日とりの沙年月日について、前掲『蛸補近世防長人名辞典』および制度・組織・人事』、前掲『蛸補近世防長人名辞典』は、明年九月三十日とし、前掲『蛸補近世防長人名辞典』は、明年二十四年九月二十九日とし、前掲『戦前期日本官僚制の治三十四年九月二十九日とし、前掲『戦前期日本官僚制の治三十四年九月二十九日とし、前掲『戦前期日本官僚制の設定の対象を記述がある。なお、彼上巻(設定)

(11)前掲『任解日録』六二頁、前掲『明治三年六月・職員録』

明治初年の「自裁」規則補遺(中山)

は、前掲『任解日録』一八、六二、三四〇、三六二頁など十月、司法少判事、五年六月、 免官。 彼の官歴について部、二年十月、刑部少丞、四年九月、司法省六等出仕、同五八葉裏。塩坪は、東京府の人、明治二年七月、刑部大解

参照。

(12)前掲『百官履歴・一』三九六頁(岸良兼養の項)、前掲 典』三二七頁、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第 昭和五十五年)一七三—一七九頁、前掲『明治維新人名辞 月、檢事長、同十一月、檢事局長、十二年十月、判事、大 事、六年十二月、司法大検事、八年五月、大検事、十年六 弾正大巡察、四年三月、刑部少丞、同八月、司法少判事、 岸良は、鹿児島県の人、明治二年八月、弾正大疏、同九月、 七日の「雑報」欄に詳細な官歴が掲載されている(拙著 た、『東京日日新聞』明治十六年十一月十六日および同十 四巻(吉川弘文館・昭和五十九年)八七頁などがあり、ま 譲官、同十一月、逝去。彼の伝記に、前掲『明治過去帳』 審院長、十四年七月、司法少輔、十六年六月、兼任元老院 同十月、司法権中判事、五年八月、司法少丞兼司法権大検 掲『勅奏任官履歴原杳』上巻・四七九頁(岸良兼養の項)。 『勅奏任官履歴原杳』上巻・四七九頁(岸良兼養の項)、前 一八〇頁、岸良精一『我等のルーツ岸良一族』(岸良精一・

> 法権管事」と記しているが、誤記であろう。 と、四年八月二十八日の項(三一八頁)においては、「司兵七月十日の項(一七頁)においては、「鳥居信雄」と記五一、三六三頁など参照。なお、前掲『任解日録』一七、月、免官。彼の官歴については、前掲『任解日録』一七、事、同八月、刑部少丞、四年十月、司法権少判事、五年六事、同八月、刑部少丞、四年十月、刑治二年七月、刑部少判五八葉裏。鳥居は、愛知県の人、明治二年七月、刑部少判

事、八年五月、中検事、権大検事、十年六月、判事、十一法少判事、同十月、司法権中判事、六年三月、司法権大検問八月、刑部少判事、四年五月、刑部中判事、同七月、司項)。岡内は、髙知県の人、明治二年七月、刑部大解部、〔5〕前掲『勅奏任官履歴原杏』下巻・一四五頁(岡内重俊の

がある。

(13)前掲『任解日録』五一頁、前掲『明治三年六月・職員録』

「明治初期刑事法の研究』(废應通信・平成二年)二六七―

二六九頁)。

前掲『綵織旧華族家系大成』上巻・三三五頁などがある。前掲『綵織旧華族家系大成』上巻・三三五頁などがある。術・昭和四十八年)七三頁、国史大辞典編集委員会編『国寛・丸山 信編『大正過去帳〈物故人名辞典〉』(東京美寛・丸山 信編『大正過去帳〈物故人名辞典〉』(東京美龍に、前掲『髙知県人名辞典』六六頁、稲村徹元・井門記に、前掲『髙知県人名辞典』六六頁、稲村徹元・井門記に、前掲『綵織旧華族家系大成』上巻・三三五頁などがある。

日録』一七、八三、二六五、二六九頁など参照。五頁などがある。なお、彼の官歴については、前掲『任解五頁などがある。なお、彼の伝記に、前掲『明治過去帳』六九十六年十月、逝去。彼の伝記に、前掲『明治過去帳』六九二年一月、刑部大丞、四年八月、神祗少佑、神祗少丞、三三年一月、刑部大丞、四年八月、神祗少様、明治三年六月・職員録』(16)前掲『任解日録』八三頁、前掲『明治三年六月・職員録』

明治初年の「自裁」規則補遺(中山)

平成八年)一〇四頁などがある。

平成八年)一〇四頁などがある。

平成八年)一〇四頁などがある。

平成八年)一〇四頁などがある。

(9) 前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(9) 前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月(19)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月)前掲『津田真道』一四〇頁には、「是月(明治四年四月)

(18)前掲『勅奏任官履歴原杳』下巻・二九頁。

## 明治初年の「自裁」規則補遺 (一) (中山)

みゆ。 月十七日発程、九月十八日帰朝す。五月十七日東京を発し 横浜に着、米国郵船ゴールデン・エッジ号に搭乗す。」と

(20)本稿を作成するについては、国立公文睿館、法務省法務 図書館などには、貴重資料の閲覧につき種々御厚配にあず

説である。 を挙示しておきたい。このうち後者は、事件に取材した小 年)および中村彰彦『明治忠臣蔵』(双葉社・平成七年) 頁)が、その後に気付いたものがあるので、ここに補遺と を表したい。なお、前掲拙稿において、「明治の忠臣蔵」 して、渋谷元良編『加賀本多家義士録』(葵園会・昭和三 に関する文献の若干を紹介しておいた(前掲拙稿・一六〇 かった。ここに併せてその学恩に対し、深甚なる感謝の意

附紙 初ケ条 伺之通

未四月第六十三号

中村印

京都府伺

二ケ条

五ケ条 中 略

争 略)

右之通御附紙有之可然候事

業五月

弁官

御中

(刑部省青色八行罫紙)

(附紙)

伺之通

告

青木 岡内

岸良

鳥居

伊丹

澤 塩坪

津田

(2)( )の中は、すべて中山の跓記である。

ものに改めた。

(1) 漢字は、人名等の固有名詞をのぞいて現代一般に使用さ

れているものに改め、合字、変体仮名等についても普通の

自尽之者取計之事

(法務省法務図書館蔵『諸府伺』一・明治四年・

第三十号